

Title	オスマン朝時代アレクサンドリア史研究の現状： サラハ・アハマド・ハリディー博士の法廷文書研究について
Sub Title	Recent studies on the history of Alexandria in the Ottoman period : Dr. S.A. Haridi and his works
Author	長谷部, 史彦(Hasebe, Fumihiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.1 (1991. 4) ,p.79- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0079">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0079</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# オスマン朝時代アレクサンドリア史研究の現状

——サラールハ・アハマド・ハリールディー博士の法廷文書研究について——

長谷部 史彦

アレクサンドリアの東西両港のうち、東の港は現在おもに漁港として使われている。その東港の入り口に、マムルーク朝のスルターン・カーイトバーイが一四七九年に建てた城塞が残っている。エジプトに留学していた二年余りの間、何度となく私はそこへ足を運んだ。その辺りは、かつて伝説的なファロス島の灯台があったところで、城塞の上から地中海やアレクサンドリアの中心部が広く見渡せる。カイロと違って天候が微妙な変化を示すので、海も街も季節や時刻によっていつも異なった色合いに映し出された。けれども、そこを訪れた私の心を捉えていたのは、自然と宇宙の驚異についての感慨だけではなかったと思う。それは、たとえば、服飾関係の色とりどりの商品を売る小店舗群が犇き合う一際狭い小道ザ

ニエット・セッタートのような空間を内包する「イスラーム都市」的なこの街が、地中海海域世界の一構成要素でもある、という感じだった。

地中海都市アレクサンドリアは、一一世紀以降の十字軍のイスラーム世界への挑戦・一三世紀末以降の「後の十字軍」の侵略・それらと深い関わりを持つ南欧諸都市勢力の地中海制海権の強化・一五世紀末以降の「大航海時代」といった状況のなかでも絶えず人や物の出会いの一大センターであり続けた。しかし、その重要性がしばしば強調されてきたにもかかわらず、そこで生きた人びとの歴史やそこを舞台とした政治的・経済的諸現象についての研究は決して多くなかった。特に一六〇一八世紀のオスマン帝国支配下のアレクサンドリア史について、

私たちはほとんど具体的なイメージを持たずにいたとい  
ってよい。しかし、エジプト滞在中、このテーマに関する  
画期的な研究を続ける人物と知り合う幸運に恵まれた。  
サラーハ・アハマド・ハリデー博士である。同市に  
残っているオスマン朝時代のアラビア語文書史料を数多  
く読み込んだ上での博士の労作の数々を十分に紹介する  
ことは、現在の私には荷が重い、より包括的な紹介へ  
のワン・ステップとして以下の雑文を記すことにする。

ハリデー博士は、一九三九年五月八日にデルタの  
中都市ダマンフルで生まれた。父親は町のパン屋の店  
主 (shahib al-makhabaz) だった。一九七〇年、アレクサ  
ンドリア大学の文学部史学科を卒業した。その後、同大  
学大学院へ進み、一九七八年に修士論文①『ムハンマド  
・アリー時代のギルドと工業』で修士号を得た。そして、  
一九八二年には②『オスマン朝エジプトにおける上エジ  
プトの役割 一五一七〜一七九八年』で同大学から博士  
号を授与された。大学卒業から修士論文の提出まで八年  
間かかっているのは、「指導教授が国外に出ていたから」  
とのことである。彼の指導教授は、同学科の近現代史教  
授のオマル・アブドゥルアズィズ・オマルで、『エジ  
プト近現代史研究』<sup>(1)</sup>の著者である。現在、ハリデー

博士は、アレクサンドリア大学文学部と故郷のダマンフ  
ールにあるアレクサンドリア大学の教育学部の両方で授  
業を持っている。

前記の修士論文と博士論文はそれぞれ公刊されている  
が<sup>(2)</sup>、ハリデー博士は、そのほかにも短期間につきつ  
ぎと研究を発表している。一九八四年に『エジプト歴史  
雑誌』に発表された③「オスマン朝時代の都市ラシード  
における経済的・社会的生活——文書研究」<sup>(3)</sup>は、膨大な  
文書を読みこなした上で比較的テーマを絞って歴史を叙  
述するという彼の方法のある出発点をなす作品のように  
みえる。

この時代のラシード Rashid (ロゼッタ) がそれ以前  
のマムルーク朝時代に比べてさらに交易都市としての重  
要性を増していたことは、現在の同市に残っている建造  
物群からも窺える。一九八五年からエジプト遺跡協会  
Hay'at al-athar al-Misriya (E.A.O) は、それらの  
修復作業を進めている。対象となっているのはモスク・  
家屋・製粉所・公衆浴場・城塞 (スルタン・カーイトバ  
ーイがアレクサンドリアの城塞と同時期に建造したも  
の) などである。その中で特に注目すべきは都市の有力  
者の邸宅である。アラブ・キッリー邸・マナーディーリ

一邸・ラマダーン邸（一八世紀）といった邸宅は三々四階建てで、一階には倉庫 (shādir, hawāsīl) と貯水場がある。オルワーン邸（一八世紀）に至っては、一階がウィカーラ (wikāla) と呼ばれる商業施設になっている。また、修復対象外であるが、同市にはオスマン朝時代のウィカーラがいくつも形をとどめている。<sup>(4)</sup> これらは、当時の都市有力者層の商業活動の場でもあったのである。

ハリデー博士の関心は、こうした都市の形態論的分析よりも、むしろ周辺地域を含めたラシードの住民の農業・工業・商業活動や社会生活に向けられている。アレクサンドリアの裁判記録と一緒に保存されていたロゼッタの法廷の裁判記録を丹念に解読して書かれたこの論文は、新鮮な事例に溢れている。ここでは紙面の都合上その内容を詳しく述べることができないが、一例だけ示しておこう。一五七〇年のある裁判記録によれば、ラシード在住のマグリブ人たち (Maghariba) の中には小麦の取引に携わる商人たちがいた。彼らはそれによって巨額の利益を得ていた。小麦はラシードから船で輸出されていたが、一五六三年の経済危機に際しては、輸出禁止政策が採用され、海外への出航が監視下に置かれた。

オスマン朝時代アレクサンドリア史研究の現状

アレクサンドリアについて、博士は一九八五年から一九八九年までに次のような作品を発表している。

- ④ 「オスマン朝時代のアレクサンドリアにおけるシャーム人と彼らの経済的・社会的生活——アレクサンドリアのシャリーア法廷記録の文書研究」<sup>(5)</sup>
- ⑤ 「オスマン朝時代のアレクサンドリアにおけるヒジャーズ人と彼らの経済的・社会的生活——アレクサンドリアのシャリーア法廷記録の文書研究」<sup>(6)</sup>
- ⑥ 「オスマン朝時代のアレクサンドリアにおけるギリシャ人と彼らの経済的・社会的生活——アレクサンドリアのシャリーア法廷記録の文書研究」<sup>(7)</sup>
- ⑦ 「オスマン朝時代のアレクサンドリアにおけるマグリブ人」<sup>(8)</sup>
- ⑧ 「オスマン朝時代のアレクサンドリアにおけるヨーロッパ人コロニー——シャリーア法廷記録の文書研究」<sup>(9)</sup>

これらはいずれも、この時代のアレクサンドリアに住居・居留していた「外国人」の経済活動や社会関係を問題にしているようにもみえる。しかし、そこには、アレクサンドリア社会の中に存在した「異人」への関心というよりも、自分の住む街の歴史的在り方そのものを様々

の異質な諸要素の寄せ集めとして構想しようとするイスカンダラーニー(アレクサンドリア人)としての著者の立場があるのである。クロス・カルチュラルな場として同市を捉えていこうとするこれらの五論文は、やはりそれぞれ豊富な事例を重ねていく手法で書かれている。以下では、一九八六年にチュニジアのザグワーンで開かれた第二回オスマン朝研究国際会議のペーパーである④のシャーム(歴史的シリア)人たち(Shuwām)に関する論文を取り上げ、その内容をまとめてみることにしよう。<sup>(11)</sup>

オスマン帝国のアラブ地域征服によって、帝国内の諸地域やアラブ諸地域間の海上交通は強化され、それはアレクサンドリアのシャーム人にも好条件を与えた。アレクサンドリアのシャリーア法廷記録(sijillāt al-mah-kama al-shar'īya bil-shahr al-'aqāri bi-madīnat al-Iskandarīya)は、こうしたシャーム人たち相互、彼らとアレクサンドリアの人びととの間の経済的・社会的諸活動についての主要史料である。

商業についていえば、シャーム人は同市で多様な商品の交易に従事していた。具体的には、小麦(一五六五年)、小麦粉(一五九五年)、魚卵やチーズ(一六〇一

年)、糖蜜(一五八三年)、ナツメヤシ(一五七五年)、干しブドウ(一五七一年)、バターやサムナ(バターオイル)(一六四〇年)、アグワ(ナツメヤシを固めて作った菓子)(一五六七年)、黒コショウ(一五七五年)、コーヒー豆(一五七七年)、牛肉(一五八五年)、羊肉(一五七八年)などの食料品を取引していた。彼らの交易品にはそのほかにもラクダ(一五六三、一五七〇年)・ロバ(一五八七年)・馬(一五八三年)といった家畜、皮革(一五八九、一五九一年)、織物(一五九四年)、生糸(一六〇〇年)、絹織物(一五八三年)、アクセサリー(一五八七年)、磁器(一五八六年)、紙(一五六五年)、木材(一五八九年)、薪(一六九一年)、船(一七七三年)、女奴隸(一五九〇年)がある。彼らはさらに、水銀、辰砂、シヨウガ、アラブゴム、コリアンダー(一五八五年)などの交易もしていた。

経営形態についていえば、商人たちの中には、取引規模の大小にかかわらず個人経営を行う者もいたが、特に都市の外部との交易のために布(一五九四年)・生糸(一七一七年)・皮革(一五九四年)の会社を設立するものもあった。また、ヨーロッパの絹貿易商人たちの代理業(wakāla)に従事したシャームのユダヤ教徒たち

(yahūd) もいた(一七二七年)。同市にいたシャーム人の中には、ムスリムが多かったが、このようにユダヤ教徒やキリスト教徒もいたのである。

シャーム人たちは、ヨーロッパ人、特にヴェネツィア人との間で大量の黒コショウを取引していた。この場合には、売買契約書の起草もみられ、支払いは分割払いとされた(一五六五、一五七五年)。また、シャーム人たちは、イスタンブルへコーヒー豆やラバ(一六二六年)を輸出し、マグリブの商人と取引し(一五六三年)、シャームのハマー産の織物を取引した(一五九四年)。

アレクサンドリアの法廷文書には、様々な商業上の争いが記されており、そこから彼らの取引方法、裁判の方法、和解の方法が明らかになる。

売手が買手に、たとえば、船のような動産を担保(Rahn)として要求する場合がみられたが(一五八三年)、そうでない掛売買も多かった(一五七五年)。そして、支払残額をめぐってのもめごとが発生した。たとえば、ある買手は残金がないと主張し、仲介者を通じて売手はようやく残金のうちのいくらかを獲得した(一五八八年)。残額を支払えないある菓子屋は、所持金の不足を理由に支払いを延ばし続けたが、結局、投獄の判決を

下された(一五七五年)。あるシャーム人は、マグリブのスースの商人から干しブドウの掛買いをしたが、約束の期間に代金を支払えなかった。売手が期間の延長に同意していたので、法廷はこの合意を確認した(一五七一年)。

当時、こうした掛売買(al-ta'ānuī bil-ajāl)は、ほとんどの商品について広く行われていた。そして、支払いが完了する前に売手が死亡した場合には、遺産相続者たちの法律上の後見人(wasī)が、取り立てを行った(一六四〇年)。また、ある買手は掛買いを否認していたが、公証人たち(shuhūd)の証言によって支払いの約束を余儀なくされた(一六〇〇年)。

裁判記録の中には、シャーム人の金銭貸借についてのものもある。彼らは、互いに貸し借りするばかりでなく、アシュラーフ(預言者ムハンマドの家族の子孫)やマグリブ人たち(一五七一年)、ハウワラー部族(一五八五年)などアレクサンドリアにいた他の人びとも貸借関係を結んだ。そして、債権者が債務者に対して保証人(dāmin)の存在を必要条件とすることもあった(一七一六年)。また、ある場合には債務者が衣服や布を担保とすることを強制され、返済期日を過ぎたことからそ

れらが売却されることもあった(一六一九年)。

アレクサンドリアの外で貸借契約が結ばれることもあった。たとえば、マルタ島で釈放されたある捕虜は、アレクサンドリアに到着したらある額を支払うとの約束を取り交わしていたので、それを果たした(一六〇六年)。

工業・製造業やその他の職業については、同市のシャーム人たちの中には、織物業(一五七〇年)、パン製造業(一五七七、一五七九年)、屠殺業(一五七〇年)、菓子製造業(一五五七年)に従事する者やコーヒー屋の店主(一五五五年)などがいた。そして、シャーム人たちは、この当時のアレクサンドリアに存在した集团的組織(al-tanzimāt al-tā'ifiya)であるギルド(tawā'if al-hiraf)に入っていた。

あるダミエッタの住民は、修繕に出してあった毛布を引き取ろうとしたが、修繕屋が別の人物にそれを貸してしまったことが判明したので、弁償を求めた。しかし、その提示額が根拠のないものだったので、法廷は専門家に援助を求め、適正価格が定められた(一五七〇年)。裁判記録は工業やその他の職業に関する諸々の事件に充ちており、中にはこのようにシャーム人がもめごとに関与している場合があった。

続いて、社会生活について。結婚についても裁判記録は、数多くの事例を提供する。たとえば、あるドゥルーズ派に属するシャーム人は、アレクサンドリアの娘と結婚した。この場合、婚資金の中の後払い分(mu'akh-khar)は、年賦払いとされた(一五六三年)。ある結婚契約の規定の中には、どちらかの死亡、あるいは離婚の際に後払い分を支払う、とある(一五七八年)。また、あるマグリブの両替商人は、イッダ(再婚待機期間)完了後のシャーム人の離婚歴のある女と結婚した(一五七三年)。未亡人がイッダ完了後に再婚した例もある(一六〇一、一六二七年)。花嫁の年齢が低い場合もみられ、中には一〇歳という事例もある(一六〇七年)。ズィンマの民(ユダヤ教徒やキリスト教徒)の男と女がムスリムのカーディー(裁判官)の前で結婚を完了する場合もあり、その時には結婚契約規定はムスリムのそれと同じであった(一六〇七年)。

離婚については、ある場合には花嫁自らが離婚を求め、婚資金の後払い分を放棄した(一五五〇年)。ある夫は、故郷を離れていた四年間、手当もなしで妻を放置していた。妻は争いと損失を恐れ、アレクサンドリアの法学者とシャリーフに証言を求めた。判決では、カー

デイーが彼女の離婚を認めた（一七七三年）。また、離婚された妻が彼女を離婚した夫と再婚した例では、夫は彼女に婚資金の前払い分を新たに支払い、また別の契約規定を決めた（一五八六年）。

遺産についていえば、それが家である場合（一五六五年）、不動産でない場合（一五六七年）、動物の場合（一五八五年）、現金の場合（一五八五年）などがあった。ある事例では、父親が死亡して遺産を残したが、子供たちが小さかったので、母親が後見人となった（一六九〇年）。ある人物は、死亡してアレクサンドリアとシャームの両方に遺産を残した。相続人たちはシャームにいたので、後見人は彼らを呼び寄せて現金・現物の取り分をそれぞれ渡し、すべてを渡したことを確認した（一七六四年）。また、ある人物は、病気の時に助けてくれた人びとに遺産を与えた。このため、文書が起草され、公証人たちが立ち会った（一七七三年）。

そのほかにも、裁判記録には次のような事例がある。市内のズインミー（キリスト教徒、あるいはユダヤ教徒）所有の酒屋の中である女が酒を飲んだことについての裁判があった。法廷で、女は別の女にだまされたと言いつつ、それによれば、彼女がその女に酒屋に連れて

行かれて入ってみると、女たちが酒を飲んでいて、彼女たちに渡されて、大酒を飲んで意識を失ってしまったというのである（一五五七年）。

あるシャーム人女性は、ある庭園で別の女性と共に売春をしていたが、夜間の巡回をしていた警官 (*subashiri*) に逮捕された。出廷したある男は、庭師 (*bustanji*) がある額で彼らにその女たちを斡旋した、と証言した。結局、シャリーア (イスラーム法) に基づく判決が全員に下されたが、庭師については、リーダーたちに使われていたということで処罰されなかった（一六二三年）。

社会生活の別の側面として、シャーム人相互、彼らと他のアレクサンドリア住民との間の喧嘩がある。たとえば、あるシャーム人が女隣人との間を隔てる開き口 (*ijaga*) を閉じたことから喧嘩となり、その女が彼の顔を殴って怪我をさせたということで、裁判となった。男は賠償金を請求したが、女はそれを否認した上で彼女の方が殴られて歯を一本折ったと主張した。カーデイーは判決を出せなかった（一五七〇年）。

そのほかの問題としては、男女の奴隷の解放（一五八一、一六二七年）、あるシャームのユダヤ教徒のムスリムへの改宗（一五七八年）、ワクフ (寄進財産) 制度（一



六一二、一七五三年)の具体例が同法廷文書群から明らかになる。

以上が私の個人的な観点からまとめたこの論文の概要である。率直に言って、「まとめる」という方法は適していないのかもしれない。そうした作業が博士の関心の拡がりを多少は示すことになったとしても、その過程で捨象したことがあまりに多かったからである。日本における学術論文の記述方法についての「常識」とは違って、この論文には短くまとめられた「結論」はない。ひとつの点に収斂していくような書きかたではなく、むしろ人びとの諸活動や人と人との関係の諸様態の「全体」への強い志向を内包しながら、自由に拡散していく記述のかたである。

「論文を書く」という行為が書き手と読み手の「対話」をめざすものである限り、こうした記述態度は、極めて示唆に富んでいるといえよう。多様な歴史的諸事象に対する柔軟な感性、あるいは、対象への「寛容さ」を持つたこの書き手は、「西欧近代」に強い影響を受けた理論的枠組みの中でせっかちに成果をあげようとする私たちにゆっくりと語りかけてくれている。遠くエジプトから離れて、大きな「勘違い」をしつづけているのに、

既成の社会科学理論でそれを支えて平然としないためにも、私たちはその話をゆっくりと聞いて、答えていきたいものである。

個々の内容についての読後感を少し記しておこう。まず、商業に関していえば、当時のアレクサンドリアで取引されていた実に様々な品目が挙げられているが、博士が取り上げなかった量や価格の問題も同文書群からいくらかは明らかにしていけるかもしれない。個人的な興味からいえば、小麦・小麦粉取引の実態についてもかなり詳細な点まで把握できるのではないかとの期待を持った。この時代から急激に活発化したコーヒー豆の取引について考えていく上での手掛かりも示されている。また、商業に関する裁判記録に依拠しながら解明された取引方法・商慣行・経営形態についての事例のいちいち、同市における交換の多様性を教えている。

そして、アレクサンドリアを中心とした交易ネットワークの拡がり、交易が行われる具体的な場とその機能、政治権力の商業への態度などを把握することも、今後、一層試みられるべきであろう。博士の話によれば、同法廷文書群の中には一六世紀後半のものが一番多いのとことだったが、この論文にもそうした傾向は表われている。

このように時期ごとの文書の量の違いがあるので難しいかもしれないが、前記の諸点についての歴史的变化を考えていくこともこれからの課題となろう。また、工業に關しては、この時代のアレクサンドリアに存在していたとされるギルドの実態の解明が重要な問題といえよう。

結婚・離婚・遺産・飲酒・売春についての部分は、人びとの生活に対する博士の幅広い関心と優しいまなざしを感じさせる。そして、記述された事例の豊富さは、この裁判記録が、家族史・法社会史・人口論・男女関係論研究の上でたいへん貴重な史料であることを告示している。また、個人的には人と人との間で公証人の果たす役割の多様さと重要性に興味を惹かれた。

ところで、汲めども尽きぬ内容を持つこの論文にとつての問題のひとつは、「シャーム人とは何か」ということである。おそらく煩雑さを避けるために人物の氏名がほとんど記されていないので、何を規準にシャーム人としたのかは史料に直接あたってみない限り不明である。付録として校訂された文書の具体例については、名前の一部であるシャームイヤーやハマウィーといったシャームの地名のニスバが判断の規準となっている。しかし、地名のニスバは本人の出身地・居住地だけでなく、本人の父

オスマン朝時代アレクサンドリア史研究の現状

方の祖先の出身地・居住地なども示していることがある。博士にとつてもそれは当たり前のことであるはずなので、ここから、たとえば、日本列島における「日本人」と「外人」のような厳しい線引きがそこで行われていないことは明白である。取り上げられたシャーム人たちの中には先祖がシャーム出身でアレクサンドリア生まれである人、つまり、シャームイヤー（シャーム人）であり、イスカンダラーニー（アレクサンドリア人）でもある人が当然含まれていることに注意しなければならない。

もうひとつ注意すべきは、訴訟に至らずに和解の成立したもめごとが多かったのではないか、という点である。現代のエジプトの人びとと接していて感じるのは、彼らの間には自分の意見をはっきりと表現しあう慣行があるのもめごとがたえず表面化しやすいが、その割には裁判に至ることが少ないのではないか、ということである。当事者どうしがどこまでもことを重ねて話し合うことに加えて、周囲の人びとが常に積極的に仲裁に入るからである。これをエジプトの口語でベーネル・ベネーン（ふたつのあいだのあいだ）という。こうした点を踏まえてみれば、これまでのように「契約社会」という側面をあまり字義通りに強調しすぎることにも疑問符を

八七（八七）

付けたくなるのである。

現在、博士はアレクサンドリアの海岸通りから少し内側に入ったポール・サイド（ポート・サイド）通りのマンションに住んでいる。そこに招かれた日の翌朝、博士の案内でアハマド・オラービー広場にある不動産申告所 (Dar al-shahr al-'aqāri) 内に保管されている法廷文書を実際に目にする機会を与えられた。目録がまだ作成されておらず、文書の総数も不明とのことだったが、文書は年度ごとに製本されており、一冊が二〇〇〜三〇〇ページで、一ページの中にいくつもの異なった裁判記録がぎっしりと書き込まれていた。一六世紀中葉から一九世紀初頭にかけて三〇〇冊以上が保存されており、一冊に収められている裁判記録の数が一五〇〇件に達することもあるという。現在までにこれらの文書は、ハリデー博士やファルーク・オスマーン・アバーザ博士<sup>(12)</sup>によって彼らの著作・論文の後尾にいくつかづつ校訂・掲載されているが、まだまだその数は限られている。博士によれば、計り知れない史料的价值を持つこの文書群の保存・目録の作成・校訂出版上の最大の障壁は資金の不足であるとのことであった。私たちが今後、協力・支援できることも少くないのではないだろうか。

ハリデー博士の著作にはそのほかにも⑨『一八世紀のエジプトにおける教育』<sup>(13)</sup>、⑩『一八世紀におけるエジプトの税関についての研究——アレクサンドリア・ダミエッタ・ラシード・ブルッルス』<sup>(14)</sup>、⑪『ヒジュラ暦一〇、一一世紀（西暦一六、一七世紀）におけるエジプトとイエメンの諸関係』<sup>(15)</sup>があり、ムスタファ・ブン・アルハーッジュ・イブラーヒームによる⑫『カイロ事件史』というオスマン朝時代一七世紀後半から一八世紀前半までについての史料の校訂もある<sup>(16)</sup>。

エジプトにおけるオスマン朝時代エジプト史研究は、近年、興味深い作品を着実に産み出している。たとえば、アズハル大学のライラ・アブドゥウッラティーフ・アハマド女史の『アラブのシャイフ、ハマーム時代の上エジプト』<sup>(17)</sup>、カイロ大学のアブダッラー・ムハンマド・アズバールウィー博士の『一八、一九世紀のエジプトにおけるシャーム人』<sup>(18)</sup>である。こうした諸研究の中にハリデー博士の仕事の位置づける作業も必要だが、それは別の機会に譲ることにしよう。現在、ハリデー博士は、デルタの中都市マンスーラの一八世紀の歴史とオスマン朝時代のエジプトにおける経済危機に関するふたつの論文を準備中とのことであった。また、アレクサンドリアで

は博士も参加している。オスマン朝史研究会 (madrasat al-ta'rikh al-'Uthmāni) が開かれていた。アレクサンドリアを中心とした活発な研究活動は、これからも私たちが強く刺激しつつあると信じている。

#### 註

- (1) 'Umar 'Abd al-'Aziz 'Umar, *Dirāsāt fi ta'rikh Miṣr al-hadīth wal-mu'asir (1517-1952)*, Dār al-ma'rifa al-jāmi'ya, al-Iskandariya, 1989.
- (2) Ṣalāḥ Aḥmad Haridī 'Alī, *al-Hīraf wal-ṣinā'at fi 'ahd Muḥammad 'Alī*, Dār al-ma'arif, al-Iskandariya, 1985; id., *Dawar al-Ṣa'id fi Miṣr al-'Uthmaniya*, Dār al-ma'arif, al-Iskandariya, 1984.
- (3) Id., "al-Hayā al-iqtisādiya wal-ijtimā'īya fi madīnat Rashīd fil-'aṣr al-'Uthmāni: Dirāsa wathā'iḡiya", *al-Majalla al-ta'rikhiya al-Miṣriya*, vols. 30-31, al-Qāhira, 1984, pp. 327-378.
- (4) 註 2 頁 25' *Āthār Rashīd*, Maṭba'a Hay'at al-āthār al-Miṣriya, al-Qāhira, n. d. 参考 2 頁 26'.
- (5) Ṣalāḥ Aḥmad Haridī 'Alī, "al-Shuwām wa-hayāt-hum al-iqtisādiya wal-ijtimā'īya fil-Iskandariya fil-'aṣr al-'Uthmāni (923-1213 A. H./1517-1798 A. D.): Dirāsa wathā'iḡiya min sijillāt al-mahkama al-shar'iya bil-Iskandariya", al-Hayā al-ijtimā'īya fil-wilāyat al-'Arabīya athnā al-'ahd al-'Uthmāni, 'Abd al-Jalīl al-Tamīmī ed., vols. 1-2, Zagħwān, 1988, pp. 663-682.
- (6) Id., "al-Hijāziyūn wa-ḡayāt-hum al-iqtisādiya wal-ijimā'īya fi madīnat al-Iskandariya fil-'aṣr al-'Uthmāni: Dirāsa wathā'iḡiya min sijillāt al-mahkama al-shar'iya bil-shahr al-'aḡārī", *Majallat kulīyat al-ādāb jāmi'at al-Iskandariya*, vol. 34, 1985-1986, pp. 67-96.
- (7) Id., "al-Yunāniyūn wa-ḡayāt-hum al-iqtisādiya wal-ijimā'īya fil-Iskandariya (923-1213 A. H./1517-1798 A. D.): Dirāsa wathā'iḡiya". (一九八五年四月一三〜一五日のカイロ大学文学部史学科大学院セミナーの講演会「エジプトと地中海世界」での発表のペーパー、未刊行)
- (8) Id., "al-Maghāriba fil-Iskandariya fil-'aṣr al-'Uthmāni". (一九八八年の第三回オスマン朝研究国際会議での口頭発表、未刊行)。
- (9) Id., *al-Jāliyat al-urubbiya fil-Iskandariya fil-'aṣr al-'Uthmāni: Dirāsa wathā'iḡiya min sijillāt al-mahkama al-shar'iya (923-1213 A. H./1517-1798 A. D.)*, Dār al-ma'rifa al-jāmi'ya, al-Iskandariya, 1989.
- (10) オスマン朝研究国際会議は、第二回大会からチュニ

アのザグワーンにあるオスマン・モリスコ研究センター (Markaz al-dirāsāt wal-buḥūth al-‘Uthmaniya wal-Mūriskiyya wal-tawḥīq wal-ma‘lūmāt, CEROMDI) において隔年で開かれている。テーマは、一九八六年 (第二回) が「オスマン朝時代のアラブ行政区における社会生活」、一九八八年 (第三回) が「オスマン朝時代のアラブ行政区における思想生活」、一九九〇年 (第四回) が「オスマン朝における民族主義の出現」・「アラブ行政区における宗教共同体の経済的・政治的・社会的役割」・「オスマン朝時代のアラブ行政区における行政生活」であった。

(11) 以下、煩雑なので個々の内容について論文のページ数は示さずに、典拠となった文書の作成年度のみ括弧内に表示する。

(12) ファルーク・オスマーン・アブーザは、アレクサンドリア大学文学部史学科助教授。近現代史専攻。彼の著書『一六世紀のエジプトと地中海に対する喜望峰への世界商業の變化の影響』(Fārūq ‘Uthmān Abāza, *Athar tahawwul al-tijāra al-‘alamīyya ilā ra’s al-rajā’ al-ṣāliḥ ‘alā Miṣr wa-‘alam al-baḥr al-mutawassit athnā’a al-qarn al-sādīs aṣḥara*, Matba’a al-Intisar, al-Iskandariya, 1988.) の④回文書二〇点が校訂された。

(13) Salāḥ Aḥmad Harīdī ‘Alī, *al-ta’līm fi Miṣr fil-*

*garn thāminā ‘aṣhara*, Dār al-ma’rifa al-jāmi’iya, al-Iskandariya, 1990.

(14) Id., *Dirāsa ‘an ba’d jamārik Miṣr fil-qarn al-thāminā ‘aṣhara (al-Iskandariya, Dunyāt, Rashīd, al-Burullus)*, Dār al-ma’rifa al-jāmi’iya, 1989.

(15) Salāḥ Aḥmad Harīdī ‘Alī, “al-‘Ilaqāt al-Miṣriyya al-Yamaniyya fil-qarnayn al-‘āshir wal-ḥādīya ‘aṣhara al-hijriyyayn/al-sādīs aṣhara wal-sābi’a ‘aṣhara al-milādiyyayn”, *Majallat kulliyat al-tarbiyya jāmi’at al-Iskandariyya*, al-Iskandariya, 1990. (筆者未見、巻号・ページ数不明)

(16) Muṣṭafā b. al-Ḥājī Ibrāhīm, *Tārīkh waqā’i’ Miṣr al-Qāhira kināna Allāh fi arḍ-hu*, Salāḥ Aḥmad Harīdī ‘Alī ed., Dār al-ma’rifa al-jāmi’iya, al-Iskandariya, 1989. そのほか④、第四回オスマン朝研究国際会議での口頭発表⑤ “al-Idāra fil-Iskandariya fil-‘aṣr al-‘Uthmānī” (「オスマン朝時代エントラセンツメントの行政」) の訳を付した。

(17) Laylā ‘Abd al-Latif Aḥmad, *al-Ṣarīd fi ‘ahd shaykh al-‘arab Ḥamām*, al-Hay’a al-Miṣriyya al-‘amma lil-kitāb, al-Qāhira, 1987.

(18) ‘Abd Allāh Muḥammad ‘Azbāwī, *al-Shurūḥ fi Miṣr al-thāminā ‘aṣhara waal-taṣī’a ‘aṣhara*, Dār al-nahḍa al-‘arabiyya, al-Qāhira, 1986.